

平成16年12月10日

質 問 状

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 御中

「鳥取県人権教育基本方針」について質問します。

1. 「鳥取県人権教育基本方針」の記述内容について責任を負うのは誰ですか。
2. 北朝鮮による日本人拉致事件を人権問題と考えますか。
3. 北朝鮮政府は現在、「世界人権宣言」の精神を尊重し生かしていると考えますか。
4. 北朝鮮政府と朝鮮総連とは、どのような間柄だと認識していますか。
5. 北朝鮮に拉致された疑いが極めて濃厚な失踪者が本県においても存在するにもかかわらず、「鳥取県人権教育基本方針」で北朝鮮による拉致問題を全く取り上げていないのはなぜですか。
6. 「鳥取県人権教育基本方針」編集委員の選考方法を教えて下さい。
7. 鳥取ピース・クロスとは、どのような団体ですか。代表者名、事務局の所在地、及び団体の経歴を教えて下さい。
8. 本論でそれぞれ言及されていますが、資料編に「世界人権宣言」を全文掲載した理由、「日本国憲法」を全文掲載しなかった理由、「子供の権利条約」を全く掲載しなかった理由をそれぞれ教えて下さい。
9. 「鳥取県人権教育基本方針」作成に要した総予算を教えて下さい。
10. 「鳥取県人権教育基本方針」の総発行部数及び配布先を教えて下さい。
11. 「鳥取県人権教育基本方針」の冊子は有償ですか。
12. 編集委員には原稿料などの報酬は支払われましたか。支払いがあれば、金額を教えてください。

以上、質問の回答を平成16年12月28日までにして下さるよう御願い致します。回答は、最終責任者が個人名を明らかにした上でして下さい。

尚、質問及び回答の内容（個人情報を除く）を経過も含めて公開する場合がありますので申し添えます。

1. 「鳥取県人権教育基本方針」の記述内容について責任を負うのは誰ですか。

(回答)

鳥取県教育委員会です。

2. 北朝鮮による日本人拉致事件を人権問題と考えますか。

(回答)

拉致問題は国家的犯罪行為であり、個人の生活はもとより生存をも侵すもので、国際社会と基本的人権を守る国家のあり方を問うものであると考えており、重大な人権侵害であると認識しております。

3. 北朝鮮政府は現在、「世界人権宣言」の精神を尊重し生かしていると考えますか。

(回答)

「世界人権宣言」は、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにし、人権の尊重こそが世界平和の基礎であることを明確に宣言したものであり、拉致問題に対する北朝鮮政府の対応は、この宣言の精神を尊重したものとはいえないと認識しております。

4. 北朝鮮政府と朝鮮総連とは、どのような間柄だと認識していますか。

(回答)

朝鮮総連は鳥取県内も含め、日本に在住しておられる朝鮮籍の方への様々な支援を活動の中心としている団体であり、併せて北朝鮮渡航ビザ発給などの関係で北朝鮮政府との連絡調整も行っておられると承知しております。

5. 北朝鮮に拉致された疑いが極めて濃厚な失踪者が本県においても存在するにもかかわらず、「鳥取県人権教育基本方針」で北朝鮮による拉致問題を全く取り上げていないのはなぜですか。

(回答)

私たちの身の回りには、個別に取り上げた人権問題以外にも、ご指摘の日本人拉致問題など、様々な人権問題が存在しています。

人権問題を解決し、すべての人々の人権が尊重され、保障される社会を築くための人権教育の中で、こうした様々な問題を包括して取り上げ教育していくこととしています。

従って、拉致問題についても、事件の解明や国の動向等を踏まえ、適切に対応していくこととなります。

6. 「鳥取県人権教育基本方針」編集委員の選考方法を教えてください。

(回答)

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会委員や人権に関する市民団体の関係者など、県内の人権教育推進者に委員を委嘱しました。

7. 鳥取ピース・クロスとは、どのような団体ですか。代表者名、事務局の所在地、及び団体の経歴を教えてください。

(回答)

鳥取ピース・クロスは、編集委員の池原正雄さんが世話人を務めておられる「平和と人権を考える」市民グループだと承知しております。

8. 本論でそれぞれ言及されていますが、資料編に「世界人権宣言」を全文掲載した理由、「日本国憲法」を全文掲載しなかった理由、「子供の権利条約」を全く掲載しなかった理由をそれぞれ教えてください。

(回答)

冊子のページ数が限られているため、全文掲載ではなく、本文と関係の深い部分を掲載しました。また、「子どもの権利条約」及び他の関係資料についても、同様の理由により掲載しておりません。

9. 「鳥取県人権教育基本方針」作成に要した総予算を教えてください。

(回答)

1, 100, 000円です。

10. 「鳥取県人権教育基本方針」の総発行部数及び配布先を教えてください。

(回答)

発行部数は4, 000部、配布先は各学校、保育園、幼稚園、市町村教育委員会などです。

11. 「鳥取県人権教育基本方針」の冊子は有償ですか。

(回答)

無償で配布しました。

12. 編集委員には原稿料などの報酬は支払われましたか。支払いがあれば、金額を教えてください。

(回答)

編集委員会を全体会・分野別あわせて22回開催し、参加された委員に対し、総額468, 000円の謝金を支払いました。

平成17年1月12日

質 問 状

鳥取県教育委員会事務局人権教育課長 荒益正信 様

鳥取県人権教育基本方針についての質問に回答をいただきありがとうございました。

しかし、いただいた回答により、一層疑問が深まった点がありますし、質問の回答を得られなかった部分や質問の的を射ていない回答がありましたので再度質問状を提出致します。

1. 鳥取県教育委員会は、北朝鮮による日本人拉致事件を重大な人権侵害であると認識し、さらに北朝鮮政府が「世界人権宣言」の精神を尊重したものとはいえないと認識しているにもかかわらず、鳥取県人権教育基本方針の中に「北朝鮮による日本人拉致事件」の文言を敢えて明記しなかった理由は何ですか。

鳥取県教育委員会は、人権問題に軽、重を付け序列化しているのですか。北朝鮮による日本人拉致事件を重大な人権侵害だと認識しているという姿勢が感じられません。

今後、この重大な人権侵害をどのようにして県民に啓発していく方針なのか具体的に教えて下さい。

2. ビザ(査証)発給は、国家主権にかかわる事項であり重要な国の役務ですから、そのための連絡調整を任されている朝鮮総連は北朝鮮政府と一体の組織だといえるはずですが。

「(鳥取県教育委員会が認めた)人権蹂躪国家」と一体の組織である鳥取県本部委員長から学ぶ人権とはどのようなものですか。

例えるならば、防犯対策について警察からは意見を聞かず、暴力団の構成員から意見を聴取しているようなものだとは断じざるを得ません。

鳥取県教育委員会は、今後ともこのような組織と密接な間柄を維持していく

お考えですか。

3. 「鳥取県人権教育基本方針」編集委員を委嘱するための客観的かつ明確な選考基準はないのですか。また、編集委員長は定められていないのですか。報酬が支払われるのならば恣意的な判断が介入しないように県民の納得がいく選考基準が必要だと考えます。現在、その様な選考基準はありますか。

また、大切な「鳥取県人権教育基本方針」の編集に「(鳥取県教育委員会が認めた)人権蹂躪国家北朝鮮」の出先機関の幹部がかかわったわけですが鳥取県教育委員会は矛盾や違和感を覚えませんでしたか。

4. 鳥取ピースクロスについての回答には、鳥取県教育委員会の姿勢に誠意を感じることができませんし、全く不十分で何ら質問の回答になっていません。

「鳥取県人権教育基本方針」編集委員の頁を見ればわかることを繰り返しているに過ぎません。何か隠蔽せざるを得ない組織の背景でもあるのですか。

再度、具体的に質問致しますので的確に回答して下さい。

鳥取ピースクロスは、どのような団体ですか。代表者、事務所の所在地、及び団体の経歴を教えてください。

世話人とはどのような立場の方ですか。事務局長ですか。

代表者が別に存在して、池原正雄さんは組織の長ではないのですか。

鳥取ピースクロス「平和と人権を考える」市民グループの活動の拠点(事務所の住所、電話番号)を教えてください。連絡場所、連絡手段のないような団体ではないでしょうし、一県民が連絡を取ってはいけないような閉鎖的な団体でもないのでしょうか。

団体の経歴を教えてください。設立趣旨、設立年月日、組織図、構成人数、設立から現在までの主な取組事業とその活動実績。

特に鳥取県教育委員会が鳥取ピースクロスを評価している活動及び実績の内容について資料を添えて具体的に教えてください。

5. 鳥取県民のために今後活用される「鳥取県人権教育基本方針」の指導要領書を作成するのに頁数に縛られて添付資料を減らす判断をしたことは正しいといえるのでしょうか。

総予算が110万円で、その内の46.8万円が謝金で実に42.5%が編集

委員の報酬に使われました。残りの予算が全て冊子の印刷に要した費用とすれば1冊あたり158円でできたこととなります。

増頁するのにどの程度の予算が膨らむのでしょうか。僅かの増頁をすることについて何ら検討されなかったのですか。

単純計算で1頁あたり2,050円です。2頁増やしたとして4,100円で4千部で1,64万円増で済む計算となります。

冊子の紙質、印刷(カラー)などを工夫すれば補える範囲ではなかったのですか。

掲載されなかった理由が専ら頁数によるとすれば、鳥取県教育委員会と編集委員は非常にお粗末な判断をされたと思います。

6. 謝金についてですが、編集委員会参加延べ人数を教えてください。

以上、再質問の回答を平成17年2月1日までにして下さいようお願い致します。

回答は、最終責任者が個人名を明らかにした上でして下さい。

尚、再質問及び回答の内容(個人情報を除く)を経過も含めて公開する場合がありますので申し添えます。

先回、回答していただいた方は、荒益正信課長でしょうか、それとも担当の北村さんでしょうか。

「鳥取県人権教育基本方針」の内容に最終的に責任を持つのは、鳥取県教育委員会事務局人権教育課長 荒益正信さんと理解してよろしいでしょうか。

メールに添付される書類は、ワード形式でお願いします。

お尋ねのあった「鳥取県人権教育基本方針」に係る再質問につきましては、以下のとおりです。

1. (回答)

前回もお答えしましたが、私たちの身の回りには、個別に取り上げた人権問題以外にも、ご指摘の日本人拉致問題など、様々な人権問題が存在しています。

人権問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、保障される社会を築くための人権教育の中で、こうした様々な問題を包括して取り上げ教育していくこととしています。

従って、拉致問題についても、事件の解明や国の動向等を踏まえ、適切に対応していくことになります。

なお、北朝鮮による拉致問題については、鳥取県としても国に対し県内の拉致の疑いがある方々を拉致被害者として速やかに政府認定することや事件の早期全容解明、一刻も早い帰国実現などを要望してきています。また、県民室や県民局にブルーリボンを置き、県民の方々や職員へ着用をお願いするなどの取り組みを行っているところであり、これらは人権局ホームページでも紹介しています。

また、救う会鳥取が開催された県民集会を人権啓発のための補助対象事業として支援も行ったところです。

県としては、この重大な人権侵害である拉致問題の解決のためには、県民の方々が関心を持ち、ともに考え、解決を願っていただくことが重要と考えています。

そのため、現在、関係御家族や支援者、関係自治体のご協力をいただき、広く県民を対象とした「拉致問題を考えるシンポジウム」を開催することを検討しており、県教育委員会としても啓発活動に連携・協力してまいりたいと考えています。

2. (回答)

前回もお答えしましたが、朝鮮総連は鳥取県内も含め、日本に在住しておられる朝鮮籍の方への様々な支援を活動の中心としている団体であり、併せて北朝鮮渡航ビザ発給などの関係で北朝鮮政府との連絡調整も行っておられ

ると承知しておりますが、北朝鮮政府とは別の組織であると認識しております。

3. (回答)

「鳥取県人権教育基本方針」編集委員については、同和地区の人々、女性、障害者、子ども、高齢者、県内在住外国人、病気にかかっている人など社会的弱者あるいは不利な立場に置かれている人々を対象としている分野に関して学識経験を有する鳥取県人権尊重の社会づくり協議会委員や人権に関する市民団体の関係者などの中から委員を委嘱しました。

4. (回答)

鳥取・ピースクロスは、平成13年6月に設立され、ハンセン病、在日コリアン、被爆者、アイヌ民族、沖縄などの人権問題について学習、活動しておられる団体だと承知しており、池原正雄さんは、その団体の世話人を務めておられます。

活動内容については、「とっとり県政だより 2003（平成15）年6月号」に取り上げていますので、コピーを添付します。

なお、鳥取・ピースクロスの代表者等については、ホームページを開設しておられますのでそちらをご覧ください。

(<http://www.geocities.jp/peacecross2001/>)

5. (回答)

前回もお答えしましたが、冊子のページ数が限られているため、全文掲載ではなく、本文と関係の深い部分を掲載しました。また、「子どもの権利条約」及び他の関係資料についても、同様の理由により掲載しておりません。

6. (回答)

謝金支給内訳は次のとおりです。

・アドバイザー（1人）

1回あたり 30,000円×3回（延べ）＝90,000円

・編集委員（24人）

1回あたり 6,000円×63回（延べ）＝378,000円

「人権」ってなんだろう」①

「人権」、難しいと思っていませんか

皆さんは、「人権」と聞いてどんなイメージをお持ちですか。もしかして「難しい」とか「暗い」と思っていないませんか？

でも、「人権」とは、「人が幸福に生きていく」ために誰もが持っているものです。決して「難しく暗い」ものではありません。

鳥取県では、県民の皆さんと、人権問題を一緒に考えて、「人権尊重の地域づくり」が実現できるようなさまざまな事業を実施しています。

特に、地域で自らの問題としてさまざまな人権問題について取り組んでいる団体と協働した人権啓発活動の取り組みを積極的に実施しています。

こうした団体のひとつに、倉吉市で地域に根差した人権啓発活動をしている「鳥取・ピースクロス」があります。鳥取・ピースクロスは、平成十三年六月から、ハンセン病、在日コリアン、被爆者、アイヌ民族、沖縄などの人権問題について学習、活

動を始めました。

最近、鳥取・ピースクロス世話人の池原正雄いけはら まさおさんは、在日コリアンのハンセン病問題に関心を持っています。そして、この問題や性同一性障害の問題など今まで取り上げられなかった問題を「人権の忘れ物探し」と名付け、活動をより深めていきたいと考えています。また、そのためには、やはり、人と人がつながって、互いに話し合い、お互いの人権が尊重されることが必要だと考えています。

活動の一環として岡山県のハンセン病療養所「長島愛生園」ながしまあいせいえんに行つたとき、最初は構えていても、二回三回目となると自然に「会いたい人に会いに行く」ようになっていったそうです。

「人権とは『命が輝いていること』だと思えます。だから、『まちづくり』にも人権尊重の視点が必要です。その際、違う意見に触れ、多面的に学ぶ姿勢が重要だと思えます。」と池原さんは熱く語っています。今後もこの鳥取・ピースクロスピースクロスの活躍が期待されます。



2003.1.3広島にて 被爆者のかたがたと

問合せ先 県庁人権推進課

電話 0857・267110